新潟市秋葉区新津健康センター・新潟市新津育ちの森・秋葉区児童館
指定管理者申請者　評価会議プレゼンテーション

【傍聴に関する注意事項】

１　会議を傍聴することができない者
（１）凶器等他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者
（２）のぼり，旗，プラカード，鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
（３）酒気を帯びている者
（４）会議を妨害し，または会議運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

２　傍聴人の遵守事項
（１）会議開催中は発言しないこと。また，拍手・野次その他の方法により，会議中の発言に対して批評し，または可否を表明しないこと。
（２）飲食や喫煙はしないこと。
（３）写真撮影・録画・録音等はおこなわないこと。
（４）会議の秩序を乱し，会議運営に支障となる行為をおこなわないこと。
（５）プレゼンテーション及びヒアリング中の入退室は原則認めない。

３　傍聴人の退場
（１）会議を非公開とするときは，傍聴人は退場しなければならない。

４　違反に対する措置
（１）本事項に違反した傍聴人に対しては，退場を命じる。

令和８年１０月
新潟市秋葉区新津健康センター・新潟市新津育ちの森・秋葉区児童館
指定管理者申請者評価会議